銚子市国際交流協会会則

(名称)

第1条 この協会は、銚子市国際交流協会(以下「協会」という。)と称し、英文 名称は Choshi International & Multicultural Association、愛称をCIMA (シーマ)という。

(目的)

第2条 協会は、地域が持つ特色を活かし、市民一人ひとりが地域の文化の担い手であることを自覚し、様々な文化との交流を進めることで、もって開かれた地域 社会づくり、まちおこしに繋ぎ、そして結ぶことを目的とする。

(事業)

- 第3条 協会は、前条の目的を達成するため、教育・芸術・スポーツ・観光・産業など、様々な分野において国際交流を進めつつ、外国人を地域社会の一員として 受け入れていくことも含め、次の国際交流に関する事業を行う。
 - (1) 主催事業の計画・実施
 - (2) 情報収集と広報・啓発活動
 - (3) 諸団体との協働・参画の推進
 - (4) その他、必要な事業
- 2 事業を円滑に運営するために、協会に部会を置く。
- 3 部会については、別に定める。

(会員)

- 第4条 協会の会員は、銚子市民をはじめ、市外者にも広く開放し、次に掲げる会員をもって構成する。
 - (1) 正会員 本会の目的及び活動、事業に賛同して入会した個人

- (2) 賛助会員 本会の事業に賛助するために入会した個人もしくは団体
- (3) 活動会員 本会の活動に協力するために入会した個人
- 2 会員は、別表に定める会費を添えて、入会申込書を理事長に提出しなければならない。
- 3 会員は、次の各号の一つに該当するに至ったときはその資格を失う。
 - (1) 個人にあっては死亡、団体においては消失したとき
 - (2) 退会届を提出したとき
- 4 会費が未納の期間があるときは、当該期間について、会員資格を停止する。 (役員)
- 第5条 協会に次の役員を置く。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 3名以内
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 役員の選出にあたっては、総会の承認を得るものとする。ただし、理事は正会 員に限られる。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでの間、その職務を行うも のとする。
- 5 理事長及び副理事長は理事の互選によるものとする。 (役員の職務)
- 第6条 理事長は、会務を総理し、協会を代表する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある時はその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、会計を監査し、総会に報告する。また、理事会に出席し意見を述べることができる。

(顧問)

- 第7条 協会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問を置くときは、理事会の承認を得て、総会に報告しなければならない。 (会議)
- 第8条 協会の会議は、総会及び理事会、部会とする。
- 2 会議の議事録は、事務局または出席者が作成する。
- 3 正会員は、事務局に議事録の開示を求めることができる。 (総会)
- 第9条 総会は年1回理事長が招集し、その議長となる。ただし、理事長が必要と 認めるときは、臨時に総会を招集することができる。
- 2 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 役員の選出
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定
 - (3) 事業報告及び会計報告の承認
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他、理事長が必要と認める事項
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(理事会)

- 第10条 理事会は、理事長、副理事長、理事をもって構成し、理事長が必要に応 じて招集する。
- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 3 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 協会の運営に関すること
 - (2) 総会に付議する事項
 - (3) その他、理事長が必要と認めた事項
- 4 理事長が必要と認めるときは、構成員以外の者、すなわち、監事及び顧問、部 会の代表者等に、出席を求めることができる。

(議決)

第11条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。

(事務局)

第12条 協会の事務を処理するため、銚子市役所内に事務局を置く。

(経費)

- 第13条 協会の経費は、次の収入をもって充てる。
 - (1) 会費
 - (2) 負担金
 - (3) 補助金
 - (4) 寄付金
 - (5) その他の収入

(特別会計)

第14条 協会は、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第15条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補則)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成29年11月20日から施行する。
- 2 会費の納入については、第4条第2項の規定に関わらず平成30年4月1日 から適用する。

附則

この会則は、平成30年5月27日から施行する。

附則

この会則は、令和6年5月24日から施行する。

(別表)

会員区分	会 費	備考
正会員(個人)	2 口(2,000 円)	総会は、正会員をもって構成する。
賛助会員 (個人)	1 口以上(1,000 円以上)	総会に出席でき、議長が許可した場合に 限り発言できる。
賛助会員(団体)	10 口以上(10,000 円以上)	総会を傍聴することができる。 活動会員は、学生及び就労制限のある 外国人等を対象とする。
活動会員(個人)	0.5 口以上(500円)	第5条第2項ただし書の規定の適用に当 たっては、賛助会員(団体)に属する個 人を正会員とみなす。

注 1日1,000円とする